

## 監 査 公 表

### 静岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和8年6月12日

静岡市監査委員	深 澤 俊 昭
同	白 鳥 三和子
同	宮 城 展 代
同	山 梨 渉

### 記

#### 令和7年度学校監査

##### 1 理科準備室の薬品の管理について（3件）〔教育センター〕

###### 【指摘事項】

ア 教育委員会の通知によれば、毒物及び劇物取締法第12条第1項の規定に基づき劇物の保管容器には、白地に赤色をもって「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物である硫酸の容器には、透明容器に直接、赤色の文字で「医薬用外劇物」と記載されており、白地に赤色をもって文字が表示されていないものがあった。〈東中学校〉

イ 教育委員会の通知によれば、毒物及び劇物取締法第12条第1項の規定に基づき劇物の保管容器には、「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物である水酸化ナトリウムの容器にその表示がされていなかった。〈清水第三中学校〉

ウ 同一薬品を小分けした容器（以下「小瓶」という。）の薬品名の表示について教育委員会に確認したところ、小瓶に薬品名の記載は義務付けていないものの、薬品庫で管理する際に、薬品名の書かれたケースに入れてまとめて保管する方法等により、薬品名が不明となることはないとのことであった。

しかし、BTB溶液、ベネジクト溶液、フェノールフタレイン及びヨウ素液の小瓶は、薬品名が書かれたケースに保管されておらず、小瓶に薬品名の記載がなく、管理簿の容器ナンバーも記載されていなかったため、薬品名が不明な状態となっていた。〈清水第三中学校〉

###### 【措置の状況】

ア 該当する薬品容器の対応後の写真を教育センターまで送付させ、薬品容器に白地に赤色の文字で「医薬用外劇物」の表示があることを確認しました。

(令和7年12月22日に教育センター担当者が確認)

イ 該当する薬品容器の対応後の写真を教育センターまで送付させ、薬品容器に白地に赤色の文字で「医薬用外劇物」の表示があることを確認しました。

(令和8年1月7日に教育センター担当者が確認)

ウ 該当する薬品の小瓶を入れたケースの対応後の写真を教育センターまで送付させ、各ケースに薬品名の表示があることを確認しました。

(令和8年1月7日に教育センター担当者が確認)

令和8年度以降も引き続き適正な薬品管理の徹底を図るため、令和8年4月に実施した理科主任を対象とした理科安全指導研修会で、本件監査において指摘のあった事項の説明・周知を行いました。今後も、各研修会での説明、指導資料の再整備、コンテンツの作成、不用理科薬品の廃棄促進などを行うことで、再発防止を図ります。

## 2 農薬の管理について（1件）〔教育資産管理課〕

### 【指摘事項】

教育委員会事務局が定める事務処理の手引きによれば、農薬については農薬使用管理簿を用いて記録し、残量と照合するなどして点検することとされているが、一部の農薬（除草剤）について、残量が正しく記載されていなかった（残量約0.563リットル、管理簿0.5リットル）。〈東中学校〉

### 【措置の状況】

学校の農薬管理担当が改めて容器の目盛りを確認し、農薬使用管理簿の記載を正しい残量に修正の上、教頭が正しく修正されていることを確認しました。その後、修正後の農薬使用管理簿と容器の目盛り部分を写した写真を教育資産管理課に送付させ、残量が農薬使用管理簿に正しく記載されていることを確認しました。

農薬使用管理簿は、定期的に作成者以外の確認を受けることとしていますが、確認者も農薬の残量を確認の上で農薬使用管理簿との照合を適正に行うよう、学校職員対象の各説明会や打合せ等で周知し、再発防止を図ります。

また、令和8年度より、主に管理簿を作成している各学校の用務員に対し、教職員課が配布する「用務員ガイドライン」にも、事務処理の手引きと同様、農薬の管理について記載することとしました。